

令和 8 年度岐阜県立岐阜本巣特別支援学校高等部入学者募集要項

岐阜県立岐阜本巣特別支援学校
岐阜市西秋沢 2-363-1
TEL (058) 239-9712
FAX (058) 293-9022

1 募集する学科、学年及び入学定員

部	課 程	学 科	学 年	入 学 定 員
高等部	全日制の課程	普通科	第 1 学年	おって、県教育委員会において決定する。

2 出願者の資格

出願者は、次の（１）及び（２）に該当する者であること。

（１）知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者

（２）次のいずれかに該当する者

ア 中学校若しくは義務教育学校若しくは特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和 8 年 3 月卒業見込みの者

イ 中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和 8 年 3 月修了見込みの者（以下、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程を総称して「中学校」という）

ウ 学校教育法施行規則第 9 5 条各号のいずれかに該当する者

3 出願

（１）入学願書等の提出

ア 入学願書

出願者は、当校が定める「入学願書」（様式 1）に必要事項を記入し、出願前 6 か月以内に撮影した上半身の写真（縦 4 cm・横 3 cm）を所定の欄に貼付し、在学（出身）学校の校長に提出する。なお、他の都道府県の区域に居住する者又は県外の学校に在学している者にあつては、7 に定める承認書を入学願書に添付するものとする。

イ 調査書

在学（出身）学校の校長は、調査書を作成し、入学願書とともに出願の期間内に当校の校長に提出しなければならない。

調査書は、教育課程の実施状況により、県が定める「調査書 A」（別記第 3 号様式）又は「調査書 B」（別記第 4 号様式）を選択して使用するものとする。ただし、令和元年度以前に中学校又は特別支援学校の中学部を卒業した者は、調査書にかえ、卒業を証明するに足る書類とすることができる。

ウ 障がいの状況を示す書類

療育手帳、身体障害者手帳を所有している者はその写しを、それ以外の場合は医療機関等が証明するもの（精神障害者保健福祉手帳を所有している者はその写しも添付）を提出するものとする。

（２）教育相談の実施

出願にあたっては、必ず事前に保護者等とともに当校で教育相談を受けること。

（３）出願の期間

令和 8 年 2 月 4 日（水）から 2 月 6 日（金）まで。受付は、毎日午前 9 時から午後 4 時までとする。

（４）出願場所

〒501-1184 岐阜市西秋沢 2-363-1
岐阜県立岐阜本巣特別支援学校 支援センター室

（５）出願先学校の変更

ア 出願先学校を変更しようとする者は、1 回に限り変更することができる。

イ 変更期間は、令和 8 年 2 月 9 日（月）の 1 日とし、受付は、午前 9 時から午後 4 時までとする。

ウ 出願先学校の変更手続きは、次のとおりとする。

（ア）当校への出願を変更しようとする者は、在学（出身）学校の校長に申し出ること。

（イ）在学（出身）学校の校長は、県が定める「出願取下願」（別記第 6 号様式）を出願先学校へ提出し、出願先学校の変更を申し出た者の提出済みの入学願書、調査書等の書類の返付を出願先学校の校長に求めること。

(ウ) 在学(出身)学校の校長は、変更前の出願先学校の校長から返付された入学願書、調査書等の書類を、変更後の出願先学校の入学願書、調査書等の書類に添付して、変更後の出願先学校の校長に提出すること。

4 検査等の実施

(1) 検査等の日時と場所

令和8年2月12日(木)午前8時30分から当校で行う。

(2) 検査方法

検査方法については検査Ⅰ、検査Ⅱ、検査Ⅲの中から教育相談を踏まえて決定する。

(3) 日程

検査Ⅰ		検査Ⅱ		検査Ⅲ	
8:30～ 9:00	受付	8:30～ 9:00	受付	8:30～ 9:00	受付
9:25～10:15	国語	9:25～10:05	国語	9:25～12:30	個別面接 (出題を含む)
10:30～11:20	数学	10:20～11:00	数学		
11:30～12:30	個別面接	11:10～12:30	個別面接		

※検査の出題範囲は、以下のとおりとする。

検査Ⅰの出題範囲は、おおむね中学校3年生程度までとする。

検査Ⅱの出題範囲は、おおむね小学校6年生程度までとする。

検査Ⅲの出題範囲は、おおむね小学校低学年程度までとする。

検査Ⅰ、検査Ⅱの個別面接時間は一人10分程度とする。

検査Ⅲの個別面接時間は、個別に定める。

(4) 検査当日の持ち物

受検票、上履き、筆記具(鉛筆またはシャープペンシル、消しゴム、直定規)

*携帯電話、計算機能付きの時計等、上記以外のものは受検会場へ持ち込まないこと。

(5) 留意点

受検生は保護者等同伴で来校すること。

5 入学者の選考方法

提出された書類及び実施した検査等の結果に基づいて、総合的に入学者の選考を行う。

6 合格者の発表・入学説明会

令和8年2月19日(木)午前9時に、当校において合格者の受検番号を掲示し発表するとともに、在学(出身)校長に可否の結果を通知する。(電話等による問い合わせには応じない。)なお、当校における掲示は入学説明会終了時までの発表とする。

合格発表の後、午前9時30分から入学説明会を実施するので、合格者は、受検票を持参の上、保護者等同伴で出席すること。

7 県外からの出願

他の都道府県の区域に居住する者又は県外の学校に在学している者が当校の高等部へ出願しようとするときは、あらかじめ県が定める「岐阜県立特別支援学校出願承認願」(別記第1号様式)を当校の校長に提出し、その承認書の「岐阜県立特別支援学校出願承認書」(別記第2号様式)を入学願書に添えなければならない。

8 特別な事由による検査等

障がいの状態、学習意欲及び家庭事情等を考慮し、特別な事由があると認められた場合には、定員の範囲内において、令和8年3月27日(金)までに、上記の他に検査等を行うことがある。詳細は当校に問い合わせること。

9 その他

(1) 検査当日、欠席、遅刻するときは、中学校を通じて当校に午前8時30分までに電話連絡をすること。

(2) 入学者選考に係る資料である調査書及び検査Ⅰ、Ⅱの教科別得点の情報提供については、検査当日に説明する。